香川県広域水道企業団給水材料等の承認に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、香川県広域水道企業団水道事業給水条例第８条第２項の規定に基づき、企業団の指定した給水材料等の選定等を容易にし、給水装置工事等を円滑に運営することを目的として、給水材料等の承認に関し、必要な事項を定める。

（承認の対象）

第２条　承認する材料は、配水管の取付口からメーターまでに使用する給水材料等であり、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（以下、「給水省令」という。）に適合した給水材料であるもののうち、香川県広域水道企業団が指定した品目における指定規格品以外の給水材料等とする。

（承認の要件）

第３条　給水材料等の承認要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 給水材料等の材質及び性能が、規格等を定めた基準及び仕様等に準拠し、これと同等以上と認められること。

(2) 別表に定める確認の必要な規格外給水材料等一覧に記載されている給水材料等であること。

(3) 給水材料等の維持管理等が確実かつ容易に行うことができること。

(4) 給水材料等の補修や保守等に必要な部品や代替品の供給体制が整っていること。

(5) 給水材料等の出来形及び品質に関して、規格等を定めた基準及び仕様等のほか社内基準等を設け、十分な管理体制が存在すること。

(6) 自社規格等に基づき製造された給水材料等については、前号の各基準に適合している給水材料等であること。

(7) 申請する給水材料等の製造が、計画的かつ定期的に行われること。

(8) 申請する給水材料等の安定的かつ継続的な使用が見込まれること。

２　前項のほかに給水材料等の特質に応じて、承認に必要な要件細目を別に定めることができる。

（承認申請）

第４条　給水材料等の承認申請に必要な書類は、次のとおりとする。

１.新規給水材料等承認申込書(様式第１号)

２.性能基準適合の証明書類(試験成績書等)

３.製作図面(２部)及び製作仕様書

４.写真(カタログで代用可)

５.取扱説明書等(必要に応じて)

６.表示用略号（提出済の場合は不要）

７.ISO9000、JIS、(公社)日本水道協会等の指定検査工場登録の有無(提出済の場合は不要)

８.上記提出書類を納めたデータ一式（メールにて提出）
９.その他（特許関係報告、製品サンプル等）
２　承認申請は、香川県広域水道企業団工務課(以下「工務課」という。）に原則持参して行う。
（承認審査）
第５条　工務課は、この要綱に基づき承認に必要な要件に適合しているか、速やかに承認審査を行い、承認可能と判断される材料については、各ブロック統括センター（以下、「ブロック」という。）に報告し、承認の可否をブロック単位で検討する。
２　承認審査は、原則として書類により行うものとする。
（承認通知）
第６条　申請された給水材料等が承認された場合、工務課は、給水材料等承認一覧表（以下、「承認一覧表」という。）に登録するとともに、給水材料等承認通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。
２　承認に対し条件がある場合は、条件付き承認とする。
３　工務課は、前項の規定により承認するときは、各ブロックに報告する。
（不承認）
第７条　工務課は、申請のあった給水材料等が承認されなかった場合又は承認対象ではなかった場合は、給水材料等不承認通知書（様式第３号）又は給水材料等承認対象外通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。
（承認品の変更）
第８条　指定承認品の規格呼称やその番号等に変更が生じたときは、申請者は、速やかに給水材料等承認事項変更届（様式第５号）を提出しなければならない。
２　承認事項等の変更届は、工務課が受理する。
３　工務課はこの要綱に基づき、承認事項等の変更後に承認に必要な要件に適合しているかを審査し、適時、各ブロックに報告するものとする。
（指定承認の辞退）
第９条　承認を受けた申請者は、承認品の全部若しくは一部の製造を中止したときは、遅滞なく給水材料等承認辞退届（様式第６号）を提出しなければならない。
２　承認辞退届は、工務課において受理する。
３　工務課は、承認辞退届を受理した場合、承認一覧表から登録の削除を行うとともに、適時、各ブロックに報告するものとする。
（指定承認品の取消）
第10条　指定承認品が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。
(1) 第３条に規定する要件に適合しなくなったとき。
(2) 第９条に規定する承認の辞退があったとき。

(3) 承認申請に虚偽の内容があったとき。
(4) 承認された給水材料等の使用により、申請者の責に帰すべき事由によって、水道施設等に重大な損害並びに不具合等が生じたとき。
(5) その他、企業長が認めるとき。
（事務処理）
第 11 条　この要綱に係る事務処理で、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、工務課において行う。

附則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年４月１日改正）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表

確認の必要な規格外給水材料等

種類	材料名	呼び径	条件
継手	ダクタイル鋳鉄管（DIP）用 メカニカル形継手	75～300	
	水道配水用ポリエチレン管（HPPE）用 メカニカル形継手	50～150	
	水道用ポリエチレン管(1 種二層管) （PP）用メカニカル形継手	20～50	コア一体型継手 ねじ込み型離脱防止継手
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （SGP-VB,VD）用メカニカル形継手	20～50	
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PB,PD）用メカニカル形継手	20～50	
	水道用その他管種用メカニカル形継手	20～50	修繕工事・維持管理用に使用するものを対象とする
弁類	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル製 ソフトシール仕切弁（HI 仕切弁）	40	
	青銅製ソフトシール仕切弁	20～50	
止水栓	副栓付伸縮止水栓 （こま式・ボール式副栓）	20～25	各 BC 基準によること
	伸縮止水栓（こま式）	40	
	伸縮止水栓（ボール式）	20～40	
不断水 分岐	サドル付分水栓	75×50 40×25	
	割Ｔ字管	×50～	
ボックス	メーターボックス(底付)	20～	
	止水栓ボックス	20～	
その他	フレキシブル継手	20～40	
	単式逆止弁	20～50	
	メーターセット	20～50	
	メーターバイパスユニット	25～75	

※上記以外に確認の必要な給水材料等については、必要に応じて給水装置工事施行申請時に協議